

**「第2回観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会」の会議結果の概要**

開催日時	令和6年10月17日（木）午前9時50分から午前11時40分						
開催場所	鹿児島県庁行政庁舎9階A会議室（文化振興課内奥）						
出席委員	別紙委員名簿のとおり						
公開・非公開の別	非公開	傍聴者数	—				
問い合わせ先	P R 観光課総務経理係	直通	099-286-3046 担当者 大谷，山脇				
議 題	<p>【公募によるもの】</p> <p>1 鹿児島県国際交流センターの指定管理者の候補者について</p>						
審議結果等の概要	<p>指定管理者の候補者について、下記のとおり推薦団体が決定されました。</p> <p align="center">記</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設名 鹿児島県国際交流センター</p> <p>(2) 施設の所在地 鹿児島市加治屋町19番18号</p> <p>2 指定管理者の候補者</p> <p>(1) 団体名：鹿児島国際交流促進センター</p> <p>(2) 所在地：福岡県福岡市博多区店屋町4－8蝶和ビル503号， 鹿児島市武2丁目14－27－1101</p> <p>(3) 理 由：ア これまでの管理・運営の状況をもとに、申請団体の有するノウハウを活用した実現性の高い管理・運営の提案となっている。施設の維持・管理が適切かつ効率的であり、利用者の募集や入退去管理等の対応，利用者の安全確保対策も適切である。</p> <p>イ 申請団体の強み・ノウハウを生かし，利用者の相互交流や利用者と県民との交流が図られる具体的な取組が提案されているとともに，鹿児島県だけでなく，鹿児島市や鹿児島市国際交流センター指定管理者，RA，大学等関係者との連携が適切に図られる提案となっている。</p> <p>ウ 利用者と県民との交流を通じた国際社会に貢献する人材の育成及び国際相互理解の促進についても十分に考慮されている。</p> <p>(4) 指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p> <p>【参考】審査の経過</p> <p>(1) 募集方法：公募</p> <p>(2) 審査方法：指定管理者選定委員会（学識経験者を含む。）を設置し，選定基準等に基づき，団体から提出された事業計画書等の審査を行い，委員の総点数で評価した。</p> <p>(3) 応募団体数：1団体</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>応 募 団 体</td> <td>評 価</td> </tr> <tr> <td>鹿児島国際交流促進センター</td> <td>335点/400点</td> </tr> </table>			応 募 団 体	評 価	鹿児島国際交流促進センター	335点/400点
応 募 団 体	評 価						
鹿児島国際交流促進センター	335点/400点						

（次頁へ続く）

選 定 基 準	評 価
<p>○事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること</p> <p>(1)施設の設置目的との適合性及び県が示した管理の条件の遵守</p> <p>(2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果</p>	35点／40点
<p>○事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮することができるものであること</p> <p>(1)収支計画の適格性及び実現の可能性</p> <p>(2)利用者の適切な募集及び入退去管理</p> <p>(3)サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果</p> <p>(4)施設の維持管理の適格性及び実現の可能性・効率性</p>	101点／120点
<p>○事業計画書の内容が、管理の業務に係る経費の縮減が図られているものであること</p> <p>(1)施設の管理運営に係る経費の縮減</p>	31点／40点
<p>○事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること</p> <p>(1)当該施設の類似施設の管理実績の有無、ノウハウの保有</p> <p>(2)安定的な運営が可能となる人的能力の確保</p> <p>(3)安定的な運営が可能となる物的能力の確保</p>	51点／60点
<p>○その他知事がセンターの設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項</p> <p>(1)県の施策との連携</p> <p>(2)鹿児島市及び鹿児島市国際交流センターとの協力・連携</p> <p>(3)RA（レジデント・アシスタント）との連携</p> <p>(4)関係機関との連携</p>	117点／140点

※各委員の評価点の合計

(次頁へ続く)

今後、県は、観光・文化スポーツ部指定管理者選定委員会の審議結果等を踏まえ、指定管理者の候補者を選定し、鹿児島県公の施設に関する条例第6条及び第7条第1項の規定により、議会の議決を経て、指定管理者を指定することになる。